

OMURA CITY

長崎県 大村市
ふるさとづくり寄附BOOK ダイジェスト



ふるさとの未来を応援！ ふるさと納税

ふるさと納税とは、住所地に関わらず応援したい自治体に寄附ができる制度です。寄附金額から2,000円を除いた全額が控除の対象となります。また、あなた自身で寄附金の使い道を指定でき、地域の特産品や名産品がお礼としていただける魅力的な仕組みです。

※全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限がありますので、ご確認ください。

利用者急増中！ 3つの魅力

社会貢献

応援したい自治体や
寄附の使い道を選ぶ。



お礼の品

応援した地域の特産品や名産品
「お礼の品」がいただける。

税金の控除

税金還付・控除が受けられる。控除上限額内
であれば実質的な自己負担は2,000円のみ！



ふるさと納税 税金控除の仕組み

寄附額から2,000円を除いた全額が 控除の対象となります！

※全額控除される寄附金額には、一定の上限があります。

寄附金控除の申請には「確定申告」と「ワンストップ
特例制度」と2つの方法があります。

●「確定申告」の場合

確定申告を行った年の所得税と翌年度分の住民
税のそれぞれから控除されます。

●「ワンストップ特例制度」の場合

翌年度分の住民税から全額控除となります。

申し込みから控除までの 3つのステップ

1 応援したい自治体を 決めて寄附を申し込む

2 自治体からの「お礼の品」と 「寄附金受領証明書」を受け取る

「寄附金受領証明書」は翌年の確定申告で
必要になりますので、大切に保管してください。

3 寄附金控除の手続きを行う 確定申告のお手続きが必要です！

税金の控除を受けるためには、「確定申告」または
「ワンストップ特例制度」いずれかの手続きが必要です。

● ワンストップ特例制度

年間の寄附先が5自治体までなら、確定
申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附
金控除を受けられる便利な仕組みです。

ふるさと納税先団体へ「寄附金税額控除に係る申告
特例申請書」を提出することで、確定申告をしなくて
もふるさと納税に係る寄附金控除が受けられます。

下記2つの条件に当てはまる人が対象です！

1. ふるさと納税以外の確定申告が必要のない
給与所得者等の方
2. 1年間のふるさと納税の申し込み先が5自治体
以下であること

※6回以上ふるさと納税を行っても、5自治体以内であれば、
寄附は何度でも行うことが可能です。

■申請方法 申し込みの際、特例申請書の送付を希望された寄附者
さまへは、「寄附金受領証明書」送付時に「寄附金税額控除に係る
申告特例申請書」を合わせて送付しますので、必要事項をご記入し、
必要書類を添付の上、郵送にて提出してください。受け付け後、
控えを返送します。

※ふるさと納税をする都度、ワンストップ特例申請書の提出が必要です。
※「マイナンバーカードおよび申請者本人を確認できる書類の写しが必要」です。
※確定申告を行うとワンストップ特例制度による申請は無効となります。



感謝の気持ち

大村市のふるさと納税は、全国の皆さまからたくさんのご寄附をいただいております。いただいた大切な寄附金をご寄附の際にご指定いただいた8つの使途に沿って様々な事業に活用しており、市民の皆さまのよりよい暮らしにつながっています。

ご寄附いただいた皆さまの大村を想うお気持ちはこれから市が発展していくための大切な支えです。大村の未来のため引き続きご支援・ご協力をよろしく願います。

ふるさとづくり寄附

8つの使いみち

寄附金活用事業一覧

- 1 福祉の充実に関する事業
- 2 環境の保全及び都市景観の形成に関する事業
- 3 安全で安心なまちづくりに関する事業
- 4 教育の充実に関する事業
- 5 文化及びスポーツの振興に関する事業
- 6 産業及び観光の振興に関する事業
- 7 市民協働の推進に関する事業
- 8 市長が特に大村の将来に向けて寄与すると認める事業



寄附金の累計額および
寄附金を活用した事業
についてはこちら

交通の利便性が良く 住みやすいまち

大村市(おおむらし)は、長崎県のほぼ中央に位置し、緑豊かな多良山系と「琴の海(ことのみ)」と称されるほど波静かな大村湾に囲まれた都市です。豊かな自然のほか九州最大規模の収蔵能力を誇る県立市立一体型図書館を有するなど様々な資源にも恵まれています。

世界初の海上空港である長崎空港や2つのインターチェンジ、そして開業して1年の新幹線など交通アクセスの利便性から、大変住みやすく、人口が着実に増加している県内唯一の市として発展を続けています。

大村市公式ホームページ



大村市のふるさと納税
について紹介しています。

